

ケイパビリティと日本の貧困

中井正和（経済学部 4 年）

指導教員：坂井豊貴

世界の貧困問題は、それがグローバルな問題であるがゆえに、いまだ解決への道のりは険しいと言わざるをえない。貧困の克服とは、きわめて遠大な構想である。そこで、貧困を問題視するにあたって、まず第一に最も身近な社会である日本の貧困を見つめた。

本論の目的は、アマルティア・センが提唱したケイパビリティ・アプローチを再考し、日本における貧困をとらえ、その重大さを浮き彫りにしたうえで、それを克服する道を考察してゆくことにある。

世界有数の経済大国として豊かな国とされる日本においても、さまざまな形態の貧困に苦しむ人が少なくない。古くはアダム・スミスが指摘していたように、資源の必要は国家の繁栄に従って増していくため、絶対的貧困のみならず相対的貧困の観点もまた重要である。社会に共通であり、慣習とされ、通常それによって社会の構成員としてみなされるような、あらゆるものへのアクセスを欠く人々は、ケイパビリティのうえでは絶対的剥奪状態にあるといえる。

すなわち、一人の人間のケイパビリティにおける絶対的剥奪は、財や資源における相対的剥奪によってもたらされうるがゆえに、日本の主たる貧困形態である相対的貧困は、絶対的貧困と同様に見過ごされてはならない。それはまた、時代の流れの中で常に存在し続ける難問である。

また本論は、日本の貧困の実像を浮かび上がらせるために、必要原理とベーシックインカムという二つの理論の可能性を考察し、従来の申請主義や普遍主義が抱える課題を論じた。子どもから生活保護受給者に至るまで、あらゆる人に貧困のリスクが付きまとう現代日本社会では、一人も漏らさずサーチャイトを当てることができる社会保障制度が必要となる。それは、個々人の多様性をふまえたうえで、不利な立場の人、社会的弱者を守り、基本的な自由やケイパビリティが平等に保障されるような制度であらねばならない。

誰もが福祉(well-being)や自由のような最重要の価値を守られ、また、誰もが等しく尊厳なる存在であることが認められる社会は、易々とつくられるものではないであろう。だが、現在の福祉国家のもとで「残余」(residual)とされ、置き去りにされてきた人々に思いをはせ、誰をも置き去りにしない社会を形づくる努力を続けねばならないのではないか。